

労務トラブル、年金相談を特定社会保険労務士の 河原が解決
特定社労士をしながら、さいたま地裁の労働審判員として、多くの労働審判に携わった。(元労働審判員)

河原社会保険労務士事務所 河原 清市

埼玉県比企郡小川町大塚 98-2 TEL&FAX 0493-72-0554

メールアドレス kawahara@kawahara-sr.com ホームページ kawahara-sr.com/



休憩時間中に労働をしました。これって賃金の支払い対象？

2024 年 12 月 19 日の東京地裁で休憩時間中に労働をしたことに対する賃金の支払いを求める裁判がありました。(出典 労働経済判例速報 2585 号 18 頁)

原告側は、被告側が所有する塵芥車^{じんかいしゃ}を運転して古紙、段ボール、一般廃棄物、産業廃棄物などを担当回収先を回って回収する作業を行っていた。

一方被告・株式会社 マツモトは、昭和 39 年に設立された一般廃棄物収集・運搬業、産業廃棄物収集・運搬業を営む株式会社であった。

原告・労働者側の主張 被告の就業規則には、休憩時間は 2 時間と定められていて、従業員は自由に利用できるとされている。しかしながら、原告らは、実際に、休憩時間を 2 時間も取得することができず、実態とかけ離れている。すなわち、原告らの業務は、出勤後、決められたルートを回り、廃棄物の回収を行うものであり、原告らは、次の回収場所に向かうまでに時間がある場合は、休憩時間を取得することもあったが、回るルートによって、回収する廃棄物の量が異なり、回収する廃棄物の量が多いルートは、休憩時間を取得することはできないという実態を主張した。

被告会社側の主張 被告は、労働者に対して、1 勤務日当たり、少なくとも、深夜時間帯に 1 時間、通常時間帯に 1 時間の合計 2 時間の休憩時間を確保しており、労働者側の休憩時間がなかった旨の主張は事実と反する。原告労働者はいずれも、忙しいといったことは全くなく、早く業務を終了することができ、その場合、作業終了後にまとまった休憩時間を取ることも可能であったのであり、休憩を取らずに勤務していたことを裏付ける証拠もない。

裁判所の基本的考え方

原告と被告との雇用契約上、原告らの休憩時間が 1 勤務日当たり 2 時間とすることが勤務条件として契約内容となった以上、そうであるにもかかわらず休憩時間がなかったというためには、単に当該労働者が休憩を取らずに業務に従事していたという事実のみでは足りず、休憩時間を取らずに業務をせざるを得ないほどに業務量や勤務形態であったなど、休憩を取らずに間断なく労務の提供をすべきことを使用者から明示又は黙示に義務付けられていたと評価できる場合でなければならないものと解される。という基本線を打ち出した。

そこで、被告会社側における原告の勤務の状況を解析すると、

- ① 被告会社側は、社名の付いた会社所有の塵芥車を用いて、古紙・段ボールなどの収集運搬業務を行っており、従業員ごとに、勤務時間帯、担当する回収先を定めていたが、担当先をど

のように回って回収していくか、いつ休憩時間を取るかについては各従業員の裁量に委ねていた。

②被告においては、従業員が休憩を取るにあたって、塵芥車内で休憩を取ることも、塵芥車から離れて食事することなどの形で休憩を取ることも許容されており、従業員は、自身の携帯を携行して休憩時間に当該携帯電話を私的利用することも許されていた。

③原告 A が担当していた回収先に関して、いずれの回収先からも A に対して回収時刻が指定されることはなく、A は自らの設定したルートに従って、回収を行っていた。

④会社側においては、従業員の回収作業中に、携帯電話等によって個別に業務指示をすることはなく、A も回収作業中に会社側から連絡を受けることはなかった。

⑤会社側は、A の出庫時刻や帰庫時刻に関して、A に対して注意や指導をすることもなく、各従業員がそれぞれの担当回収先から廃棄物の回収を行っていれば問題はないものとし、所定終業時刻を遅れ帰庫してもペナルティを科すこともなかった。

以上が事実と認められた。

そこで、裁判所としては、

- ①原告 A は、会社において、効率的な回収ができるような回収経路や順序を自らの判断で設定できるなど、業務の進め方について広い裁量を与えられており、また、担当する回収先から回収時刻を指定されることもなく、回収先に置かれた廃棄物を回収するのみで回収先との個別のやり取りを要するようなこともなかった。
- ②終業時刻よりも早い時刻に帰庫している日が多数存在からことからすると、休憩時間を十分に取ることができないほどの業務が過密であったとは認め難い。
- ③被告においては、1 勤務日当たり 2 時間の休憩をいつどのように取るかは各従業員に委ねられており、休憩の態様についても塵芥車外で食事を取ることや塵芥車内で仮眠を取ったり携帯電話を使用することも許容されていたところ、A の就労していた深夜の時間帯には、路上やコンビニ等の駐車場に塵芥車を止めて車内や車外で適宜休憩を取ることが可能な状況であったといえる。
- ④かかる状況下で、A は 1 勤務日を通じて、会社側から連絡を受けたり、即時対応のために待機を強いられたりする状況もなかったことからすれば、労働から離れることを保障された時間は十分に存在したものといえる。
- ⑤証拠によれば、A が被告会社側に対して休憩を取ることができないと苦情を述べたこともなく、さらに、本件訴訟に先立って行われた本件組合と会社側との合計 7 回にわたる団体交渉においても、休憩時間の確保について議論が上がったことすらなかったことが認められことからすれば、原告 A において 30 分を超えて休憩時間を取ることができなかつたとは認められない。
- ⑥これにたいして、原告 A は、業務量が多くて 1 勤務日当たり 30 分しか取ることができなかつた旨を主張し、陳述書においても決められた仕事を終わらせるために休憩などしている暇はなかつたなどという記載がある。以上のことは、裁判所は理解しているが、原告 A は、本件尋問に対して、
- 「休憩なんかしていないで早く帰ろうという、そういうのが原因ですね。」
- 「休憩をとれなかつたというか、わざわざ遅く帰る必要もないですもんね。取りたくなかつた、休憩なんか。」と供述していて、これは、休憩を取ることができなかつたことを前提としていて敢えて休憩を取らなかつたことの矛盾する内容を述べるに至っている。

最後に、被告会社側において、休憩時間を削ってまで業務に従事するように明示又は黙示の指示があったと認める証拠はない。そして A の休憩時間を労働時間と評価することはできない。とした。